

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月2日(火)午前9時30分から午前10時18分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	競売・公売農地の買受適格認定について
議案第4号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による 特定農地貸付けの承認申請について
議案第5号	許可証表示の変更に係る証明について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による届出について (2) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局長次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

皆様おそろいようですので、始めさせていただきます。朝は雨が降ってお寒い中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、開会を新村職務代理をお願いします。

(開会)

<新村職務代理>

皆さん、おはようございます。2月の寒さということで、大変足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。先日、再生協議会の総会が開かれ、各集落へ農地台帳の配布と回収をお願いしていきますので、事務局は大変だと思いますけれどもよろしくをお願いします。また、今日の新聞にもエゴマの配布の記事がありましたし、2月にはいって農業も稼動するようになりますので、皆さんの協力を得てお願いしたいと思います。大変ご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

3番の瀬戸委員さんと4番の原委員さん、よろしく願いいたします。

---原委員さんより、エゴマを入れたお餅をいただきました---

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくをお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚になりますが、1ページと2ページをご覧ください。

伊那市境…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字巾下…番、地目は田、面積1066㎡および

大字伊那富字若宮…番…、地目は畑、面積441㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは町外にお住まいで、耕作の予定もないことから、申請地…番…の北側にお住まいのBさんが、利便性のよい申請地を取得し、耕作したいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は112アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤推進委員>

ご報告いたします。この件につきまして、12月26日に現地を会長、私と譲受人のBさんで立ち会いました。地図をご覧くださいますと分かります通り、(場所の説明)の土地になりますので、境等は明確になっております。また、2枚目の畑につきましては、住宅に隣接しているということで、住宅と道路に囲まれており、ここについても特に問題ないと確認してまいりましたのでご審議よろしく願います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら願います。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

仙^{たいはくくけい}台市太白区恵和町…番…号にお住まいのCさんが所有いたします、

大字伊那富字沢尻…番、地目は田、面積1211㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのDさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは遠方にお住まいで、耕作の予定もないことから、申請地に隣接する農地を既に耕作されているDさんが取得し、農業の拡充をしたいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は50アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

ご報告いたします。1月14日に、会長と私で現地を確認しました。現地は先ほどの田と同じ、構造改田の優良農地で、境界等も明確でした。道幅もしっかりありますし、他の農地への影響も特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字青木原…番…、地目は畑、面積184㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのFさんが取得するものです。

譲渡人のEさんは耕作の予定もないことから、申請地南側の農地を既に耕作されているFさんが取得し、農業の拡充をしたいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は44アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

1月15日に小澤委員と申請人とで現地を立ち会っております。該当地は元々Eさんが耕作されていましたが、近年はFさんが耕作を手伝っていたということです。Fさんがお持ちの耕作地と隣接しておりますので、拡充して農業経営を安定させたいということです。Fさんは積極的に農業をされている方ですので、取得後の経営には何ら問題ないと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請 1 番朗読】

<高倉事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 5 ページを、配置図は 6 ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、

中央…番…、地目は田、面積 333 m²を、

塩尻市大門泉町…番…号…にお住まいの B さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の A さんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人の B さんは、町外のアパートにお住まいですが、家族が増え手狭になったことから、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第 2 種住居地域の用途地域内ですので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

1月20日に塩尻の土地家屋調査士の C さんと原さん、私の3人で立ち会いました。地図の通り、(場所の説明)の間の場所です。現地は6メートル程の道路があり、境界も明確で、上下水道もあり、問題ないと思います。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計30件、49筆、面積は68,965m²、詳細は議案書の7ページ～8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、競売公売農地の買受適格認定について1～4番朗読】

<高倉事務局次長>

買受適格証明ですが、競売・公売にかけている農地を買うには、農業委員会の発行する買受適格証明書が必要となります。この証明を受けて競売公売に参加し、落札できた場合には、正式な農地法第3条申請または第5条申請を提出していただくようになります。

買受適格証明認定において審議していただくのは、農地法第3条または第5条の許可要件と同じ内容であり、農地を取得しようとするものが、許可要件を満たしているかどうかということですので、ご審議をお願いいたします。

今回の買受適格証明認定におきましては、1つの農地に対し、4件の申請があがっており、いずれも住宅敷地の拡張を目的とした、農地法第5条第1項の買受適格証明の申請であります。

競売・公売にかけている農地は、大字赤羽…番…、地目は畑、面積22㎡、場所は地図の7ページをご覧ください。

申請者を順次ご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。

1番、伊那市福島…番地…に所在する、A が取得し、住宅敷地を拡張したい計画でございます。

申請人は建設業を営む事業者であり、当該農地を落札した場合には、同じく競売公売にかけている隣接の宅地と合わせて購入し、社員用の住宅としたい計画であります。

2番、岐阜県羽島郡岐南町上印食^{はしまぐんぎなんちょうかみいんじき}…丁目…番地に所在する、B が取得し、住宅敷地を拡張したい計画でございます。

申請人は不動産業を営む事業者であり、当該農地を落札した場合には、同じく競売公売にかけている隣接の宅地と合わせて購入し、リフォーム後に再販売したい計画であります。

3番、上伊那郡箕輪町大字福与^{ふくよ}…番地にお住まいの C さんが取得し、住宅敷地を拡張したい計画でございます。

申請人は町外にお住まいですが、当該農地を落札した場合には、同じく競売公売にかけている隣接の宅地と合わせて購入し、自己の住宅としたい計画であります。

4番、大字赤羽…番地…に所在する D が取得し、住宅敷地を拡張したい計画でございます。

申請人は建設業を営む事業者であり、当該農地を落札した場合には、同じく競売公売にかけている隣接の宅地と合わせて購入し、社員用の住宅としたい計画であります。

申請地は住宅に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存敷地の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

事務局から説明がありましたが、地図のとおり、(場所の説明)の隣であります。この件に関しては、4回にわたり、宮島推進委員さんと立ち会いまして、境界もはっきりしており、問題ないと思っておりますので審議をお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による

特定貸付けの承認申請について】

<高倉事務局次長>

辰野町長より農業委員会会長あてに、令和3年1月20日付で特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付けの変更申請がありました。

市町村が市民農園を開設するためには、特定農地貸付法による手続きが必要になります。別紙「①特定農地貸付法(特定農地貸付け)」をご覧ください。特定農地貸付法とは、貸付方式の市民農園の開設に伴う農地の貸借権について、農地法の許可を不要とする農地法の特例などを定めた法律です。これにより、住民が小面積の農地を借りることができます。

特定農地貸付けには次の4項目の条件が必要となります。

- ①10a(1000㎡)未満の貸付けであること
- ②相当数の者を対象とした貸付けであること
- ③貸付期間が5年を超えないこと
- ④利用者が行う農作物の栽培が営利目的でないこと

別紙裏の、イ 開設の手続の 1 地方公共団体及び農業協同組合という図をご覧ください。

特定農地貸付法による市民農園の開設は、開設者である地方団体が貸付規程を作成し、農業

委員会の承認を受けることが必要になります。

貸付規程には、特定貸付けに係る農地の所在、地番及び面積や、利用者の募集及び選考の方法、貸付けの期間その他の条件、農地の適切な利用を確保するための方法等について記載しなければならないとされています。今回は開設者の辰野町がその特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程を添え、辰野町農業委員会に提出し、承認を求めることとなります。辰野町特定農地貸付規程につきましては、議案書の12ページから13ページをご覧ください。

現在、辰野町においては、北大出にありますふれあい農園が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、平成3年度より町民を対象に貸付けを行っております。

今回の変更点は、既存のふれあい農園に加えて、中央にも新たに「たつのグリーンテラス(仮称)」を開設するものです。申請地の場所は地図の8ページを、区画図は議案書の14ページをご覧ください。

松本市大字中山台…番地…にお住まいのAさんが所有いたします

中央…番、地目は畑、面積700㎡を、辰野町が借り受け、5区画の町民農園を開設し、町民に貸し出す計画であります。1区画あたりの面積は約80㎡、貸付期間は1年であります。

先にご説明しました特定農地貸付けの4項目の条件等、すべての要件を満たしておりますので、問題ないと判断します。

この件につきまして、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

1月18日に吉江さんと事務局とで現地に行ってきました。とてもいい場所です。境もきちんとなっていましたし、要件は全て満たしておりました。以上です。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、許可証表示の変更に係る証明について】

<高倉事務局次長>

議案書の17ページ、場所につきましては地図の9ページをご覧ください。

大字樋口…番…、地目は田、面積129㎡につきまして、農地の転用に伴う所有権の移転を、農地法第5条第1項の規定により、平成27年8月12日に許可いたしました。今回、申請者であるAさんより、譲受人表示の変更申請がありました。

理由につきましては、既に平成26年9月8日付けで、辰野町より地縁団体として許可されていた「B」

として申請すべきところを、当時の事務取扱者が知らずに、前身の C 耕地として、代表者個人名で転用申請をしてしまったため、地縁団体名での登記ができず、このような経緯になりました。当時の許可証を変更することはできないため、申請者が個人ではなく、地縁団体としての申請であることの証明書を提出することにより、登記変更が可能になることを法務局と確認いたしました。辰野町発行の地縁団体台帳、および辰野町発行の B に対する墓地経営許可証の写しを提出いただいておりますので、証明書の発行はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが、議案書18ページの通りであります。

(2) 認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございます。議案書の同じく18ページ、地図は10ページをご覧ください。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

大字伊那富字平蔵…番…、地目は田、面積339㎡のうち0.2㎡を、

A が、携帯電話用無線基地局建設のため、コンクリート柱を建設し、無線器を設置いたします。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上です。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について

(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

2021年農業委員会活動記録セットの配布(祝日変更資料も)

交付金の上乗せ報酬を受けるためにも活動記録簿への記載が必要となってくるので、提出をお願いしたい。

辰野町で上乗せ報酬の条例が整備された。今年度から活動実績に基づく報酬において、人・農地プランへの出席分の上乗せ報酬を3月の委員報酬に上乗せして支給予定。成果実績に基づく交

付金は現在検討中であり、来年度以降決まり次第お知らせする。

○農地相談活動等の情報共有について

→事務局、委員ともに情報提供なし。

○人・農地プランのまとめができあがったので、各自資料を持ち帰ってご覧いただきたい。

○今後の予定(事務局 小松)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:3月4日(木) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

審議も短時間に終わりました、ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印